2014 年 10 月 7 日

第 78 号「外国人労働者拡大に向けた対応策の推進を」

～シリーズ　「人口減少時代に外国人労働者の拡大を」②　～

主任研究員　岡村　克彦

【要旨】

日本は世界のどの国も経験したことが無い速さで、人口減少と高齢化が本格化していく。人口の減少を上回るスピードで、生産年齢人口が減少していくのである。対策を打たなければ、日本経済に大きなマイナスの影響が出てしまう。女性と高齢者の活用をしても不足する労働力は外国人労働者の拡大を行っていくべきである。

世界の主要国間では高度人財優遇の国際競争が起こっている。何もしなくても外国人が日本に働きに来てくれる時代はとっくに過ぎ去った。日本における外国人受け入れにはいくつかの課題があり、その対応策が必要である。高スキルの外国人労働者は、スキルをより高く評価する国を選択する（G.Borjas）。日本で是非働きたいという高技能や高度人財の外国人労働者が増加する対応策を推進していくべきである。

【目次】

１．　はじめに
２．　国際移民の概況
　２－１　グローバル化と国際移民の増大
　２－２　高学歴化する国際移民
　２－３　先進諸国の移民政策の動向
３．　日本の外国人受け入れの概況
　３－１　外国人受け入れの概況
　３－２　在留管理制度の概要
　３－３　外国人雇用の概況
４．　外国人労働者拡大に向けた対応策の推進を
　４－１　受け入れ統括部署の設置と基本政策の策定
　４－２　共生に向けた施策の拡充

４－３　技能実習制度の発展的解消と高技能労働者の育成
４－４　高度人財の受け入れ拡大
５．　まとめ
コラム：番外編　事業所訪問　①　②

１．　はじめに

前作であるシリーズ①「労働力人口減少へ外国人労働者の拡大を」（CIPPS INFORMATION 第 74 号：2014 年 7 月 3 日）では、今後不足する労働力については日本人の女性と高齢者等の労働力の活用を行い、それでも不足する労働力は外国人労働者の拡大を行っていくべきであることを述べた。

シリーズ②である本編は、国際移民と日本の外国人受け入れの概況をレビューして、**日本で是非働きたいという高技能や高度人財の外国人労働者が増加する対応策を推進していくべきである**ことを述べたい。

２．　国際移民の概況

２－１　グローバル化と国際移民の増大

国連統計によれば 2013 年の世界人口は 71 億 6200 万人、そのうち出生国以外に居住する国際移民は 2 億 3150 万人となっており、世界人口の 3.2%を占める。図表 1、2 のように 1990 年には世界の人口は 53 億 2080 万人だったので、2013 年までの間で 34.6%増加しているが、国際移民は 1990 年に 1 億 5420 万人だったものが、2013 年には 2 億 3150 万人になっており、人口の伸びを上回り 50.1%の増加となっている。

この間、新興国の経済発展や貿易の自由化の進展などで世界の名目 GDP は約 3.3 倍に、世界の貿易額は約 5.4 倍に急拡大していることから、先進国の抑制的な移民政策などによる影響がなかったとすると、国際移民はもっと増大していたかもしれない。世界経済のグローバル化が進んでいくことは明白であり、国際移民は今後とも増大していくものと思われる。

図表１　世界の移民（移住先エリア別）の推移

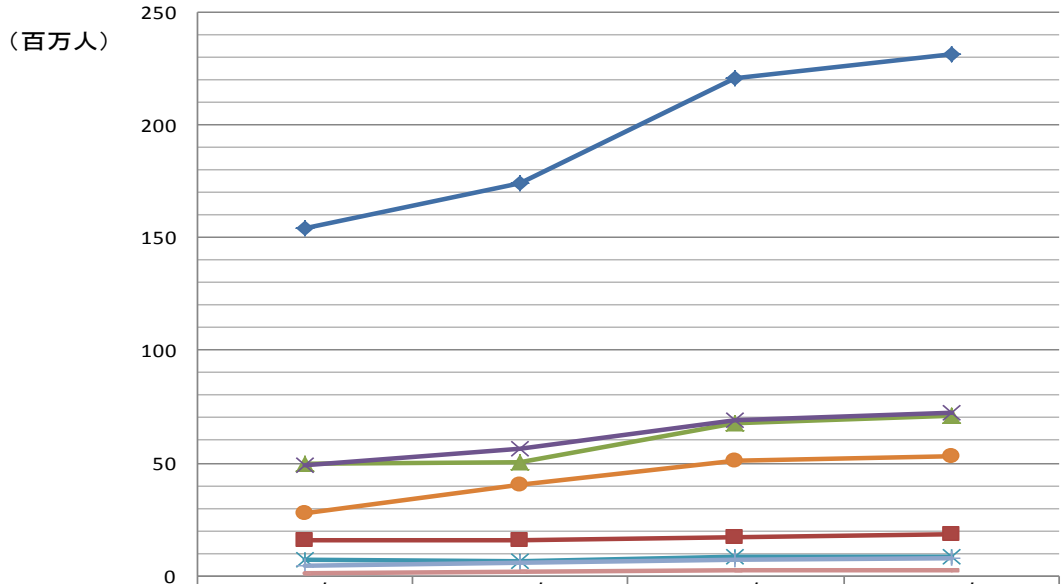

	1990年	2000年	2010年	2013年
世界の移民	154.2	174.5	220.7	231.5
アフリカ	15.6	15.6	17.1	18.6
アジア	49.9	50.4	67.8	70.8
欧州	49	56.2	69.2	72.4
中南米	7.1	6.5	8.1	8.5
北米	27.8	40.4	51.2	53.1
オセアニア	4.7	5.4	7.3	7.9
日本	1.08	1.69	2.34	2.44

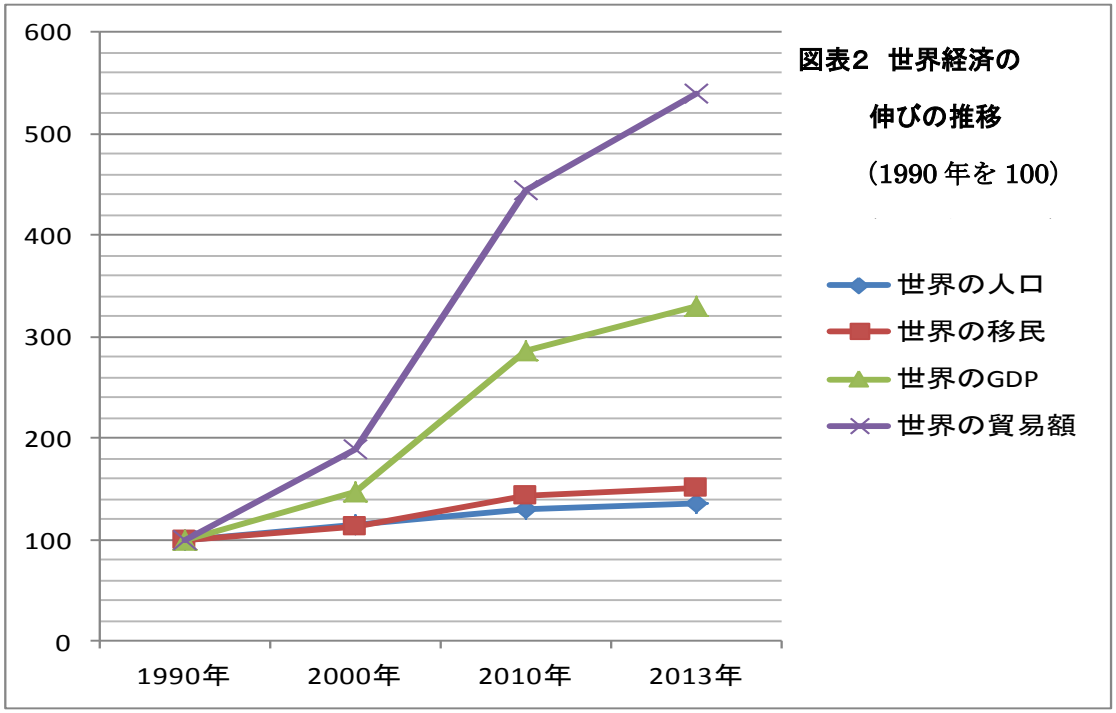

	1990年	2000年	2010年	2013年	
世界の人口	5320.8	6127.7	6916.2	7162.0	millon
世界の移民居住者	154.2	174.5	220.7	231.5	million
世界のGDP	22427.7	32731.4	64019.5	73982.1	billon USD
世界の貿易額	3381.62	6388.66	14994.3	18234.2	billon USD
		（国連データから作成）			

国際移民は2000年から2010年までの間は年率5.29%という高さで伸びていた。2000年には先進国の人口の9%が国際移民で構成されていたが、2013年には構成比が11%に増加している。国際移民は先進国に住む傾向が強く、2013年にはその58%が先進国に住んでいる。また国際移民は民族的関係や地理的関係、受け入れ国の繁栄度、移民政策などにより、特定の国に集まる傾向があり、OECDの統計では国際移民の約半数は以下の10か国に住んでいる。

① 米国（45.8）②ロシア（11.0）③ドイツ（9.8）④サウジアラビア（9.1）
⑤UAE,英国（各7.8）⑦フランス（7.5）⑧カナダ（7.3）
⑨オーストラリア,スペイン(各6.5)　　（単位：百万人）

リーマンショック後の世界経済の停滞を受け、国際移民の伸び率は2010年から2013年の間は年率1.63%にダウンしている。G.Borjasによれば、国際移民の増加により、受け入れ国の労働者の賃金は短期的にはネガティブな影響が出る。それまで国際移民の伸びが高かった欧州、北米、アジア（中東含む）地域の主要国は、経済停滞と失業率の高さ、世論の反発などから労働力としての国際移民を制限する一方で高度人財の国際移民を受け入れる、いわゆる「選択的移民」政策に舵を切り始めている。

２－２　高学歴化する国際移民

OECDによれば、OECD諸国[1]に暮らす高学歴（大学院・大学卒）の国際移民は国際移民全体の30%以上を占め、2010年には2730万人に増加し、それまで

[1] OECD（経済協力開発機構）：加盟34か国（イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキア、エストニア、スロベニア、日本、米国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュー・ジーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国、チリ、イスラエル）

の 10 年間で 70%も増加している。高学歴の国際移民の比率は OECD 諸国に生まれた国民の高学歴者の比率の平均値 24%を上回る。高学歴の国際移民は近年急増しており、2006 年から 2010 年までに OECD 諸国には 470 万人の高学歴の国際移民が移住し、そのうち 200 万人以上はアジアからの国際移民である。2010 年には世界 137 か国で高学歴の国際移民の伸び率が、国際移民全体の伸び率を上回っている。

この傾向は男性より女性で高く、女性の国際移民はもはや帯同家族としての移民資格者よりも労働者としての移民資格者の方が増加している。最近 5 年間では女性の国際移民のうち 33%が高学歴であるが、男性では 31%となっている。2000 年から 2006 年の間で学位を持った 400 万人の女性が国際移民となって OECD 諸国で居住しているが、そのうち 170 万人は開発途上国からである。欧州、オセアニアの OECD 諸国へのアジア、サブサハラアフリカからの国際移民の 16%、中東と北アフリカからの国際移民の 13%が専門職として働いている。米国ではアフリカからの国際移民の 6 人に 1 人は健康保健産業または教育産業での専門職として、アジアからの国際移民の 10 人に 1 人は ICT 産業に就労し、中東と北アフリカからの移民の 12%は経営管理層として働いている。

国際移民が高学歴化している背景としては、OECD 諸国の多くで高度人財を優遇する選択的移民政策が行われていることや世界的に、特に開発途上国での高等教育の増加が理由と考えられる。

開発途上国から先進国への高学歴の国際移民は **Brain drain=頭脳流出**と呼ばれている。アフリカ、中南米の小国や島嶼国では、高等教育を受けた人が国際移民になり頭脳流出する比率が極めて高く、ギアナ（90%近く）、ジャマイカ（46%）、トンガ（44%）、ジンバブエ（43%）などとなっている。一方で国内人口が多いブラジル、インド、中国などでは頭脳流出の比率は 3.5%以下と言われる。

一方で受け入れ国言語のコミュニケーション力が弱いなどで、せっかくの専門知識を活かした仕事ができないといったケースもあり、高度人財の国際移民が活躍できるかどうかは、移民した後の本人の努力と受け入れ国政府の政策サポートによるところが大きい。

２－３　先進諸国の移民政策の動向

社会・文化・経済のグローバル化が進む中で、人材も世界的規模で移動が拡大してきており、外国人の高度人財をめぐる獲得競争が主要先進国の間で激しくなってきている。

【EU】

総人口：5 億 558 万人(2012 年)

移民数：5084 万人（2013 年：うち EU 域内移民は 1775 万人）

・EU はローマ条約により、EU 市民による EU 域内労働移動を保証し、雇用機会や賃金など労働条件の国籍差別は禁止されている。（例外的に新規加盟国は時限的措置として域内労働移動が制限される場合がある）

・2005 年の「EU 専門職業資格相互承認指令」により、医師、看護師、歯科医、獣医、助産婦、薬剤師、建築士など一部の専門職業の資格は、EU 加盟国間で相互承認する基準が作られた。加盟国間での資格認定が容易になったため、高スキル労働者の EU 域内移動がサポートされている。

・2009 年には EU 域外の高度人財移民への優遇措置として EU ブルーカードが導入された。滞在 5 年で定住権を獲得でき、社会保障、雇用などで EU 市民と平等の権利を得ることができる。

【ドイツ】

総人口：8280 万人(2012 年)

移民数：1570 万人（2010 年：うち外国籍 710 万人、ドイツ国籍 860 万人）

・国民の 20%は「移民の背景を持つ人」[2]であり、25 歳未満では 4 分の 1 が、5 歳未満では実に 3 分の 1 が移民の背景を持つ人である。

・2005 年に移民法を制定、滞在許可と就労許可の手続一元化、社会統合政策を推進（ドイツ語講習：基本 600 時間～最大 900 時間、市民教育講習 60 時間）を重視し、移民の背景を持つ人に義務として受講を課している。

---

[2] 「移民の背景を持つ人」：①ドイツに住む外国人、②1950 年の連邦共和国成立後にドイツに移住してきた人、③ドイツ生まれの外国人、④少なくとも両親の片方が移民であるか、もしくはドイツで生まれた外国人という概念。2005 年の移民法から採用

・高度外国人財の受け入れを優遇し EU ブルーカード保持者は 33 か月居住で定住許可を出している（ドイツ語が堪能な場合は 21 か月居住で許可）。
・2012 年には国外職業資格認定改正法を施行し、EU 域外の第三国で取得した一部の専門資格にも相互承認を広げて、ドイツ国内での高スキルの国際移民の受け入れを促進している。

【英国】

総人口：6278 万人(2012 年)

移民数：782 万人(2013 年)

・2005 年からポイント制を導入して高度人財に門戸を開放、留学生を歓迎し、非熟練移民の入国は原則禁止している。
・英国ビザ区分の第 1 階層にあたる高度技術者、高スキル保持者（例外的才能、投資家、起業家）は年間 1000 人の枠を設けて、英語能力、学位、資金、年齢、過去年収などでポイント化して選抜し、合格すると 2 年間滞在可能、延長して 4 年を経ると永住権を申請可能となる。(英国は EU 域外移民抑制のため EU ブルーカード不参加)

【米国】

総人口：3 億 1750 万人（2012 年）

移民数：毎年約 100 万人が永住権を取得

・米国は移民＝永住許可（10 年毎更新）と非移民＝期限付き入国に区分。
・2012 年度の移民の総数は 103.1 万人で、うち専門職や知的労働での雇用関係（家族を含む）は 14.4 万人であった。永住許可後 5 年または米国人と結婚後 3 年で米国市民権の申請が可能。
・非移民で就労者のうち高度専門職向けの H1-B ビザ区分で年間 6 万 5000 人の枠を設定。
・2013 年からオバマ大統領が移民改革法を進めようとした。これは 2011 年以前に入国した不法移民で重犯罪歴が無い者が 500 ドルの罰金を払えば強制退去の対象外となり、定職を継続し犯罪歴が無いことを条件に後に市民権を付与する。高度専門職向けの H1-B ビザの人数枠を倍増させるという

内容であったが、ティーパーティ系議員と共和党の反対で下院で採決見送りになっている。

【シンガポール】

総人口：531 万人(2012 年)

移民数：202 万人(2012 年：永住権保持 53 万人、在留 149 万人)

・高度人財向けに E パス（P1,P2,Q1）が発給される。雇用税、人数制限枠の対象外（医師だけは制限の可能性あり）。家族や使用人の帯同が可能で、PTS スキーム（Professionals/Technical Personnel & Skilled Worker Scheme）として 5 年毎更新の永住権も最初から申請できるとした。（2011 年以降は受付停止中）

・2011 年からは失業率増加など国民の不満が拡大し、外国人労働者の受け入れを縮小し、永住権の付与も大幅抑制されている。

【韓国】

総人口：4900 万人（2012 年）

移民数：113 万人（2011 年）

・2000 年に特定技術分野の高度外国人財に優遇措置を与えるゴールドカード（在留 5 年可、就労 3 年で永住権申請可、勤務先変更可、家族に同伴ビザ）

・2001 年に韓国の教育・研究機関に所属する研究者に優遇措置を与えるサイエンスカード（在留期間 5 年可、永住権を取りやすくする）

・2004 年から雇用許可制度を導入し、外国人労働者を製造業、農畜産業、漁業、建設業、サービス業に政府が人数枠を管理して就労許可。求職者は韓国語テストの合格と入国前の韓国語、韓国文化、安全・雇用面の教育 150 時間が義務付け。外国人留学生も増加。

・2007 年に在韓外国人処遇基本法を制定し外国人の社会統合を推進。

・2008 年には国際結婚による多文化家族のため多文化家族支援法を制定。

・2010 年から高度外国人財向けのポイント制による居住・永住資格付与制度（所定のポイント数獲得で在留 3 年可の居住ビザ、配偶者と未成年の子弟も居住ビザ可、3 年就労後に所定のポイント獲得で永住権申請可）が設定。

３．　日本の在留外国人

３－１　外国人受け入れの概要

日本の在留外国人[3]のうち中長期滞在者（3 か月以上滞在で外交・公用資格を除く）は特別永住者[4]の 37 万 3221 人を含めて、2013 年末現在で 206 万 6445 人となっており、日本の総人口（1 億 2746 万人）の 1.6%を占めている。2008 年のリーマンショックから 2011 年の東日本大震災まで在留外国人は減少したが、2013 年からは増加に転じている。

日本の在留外国人は 1993 年からの 20 年間で 5 割以上増加し、中国、韓国・朝鮮[5]、フィリピン、ブラジルの順に、この 4 ヵ国で全体の 4 分の 3 を占める。詳細は図表 3、4 を参照。

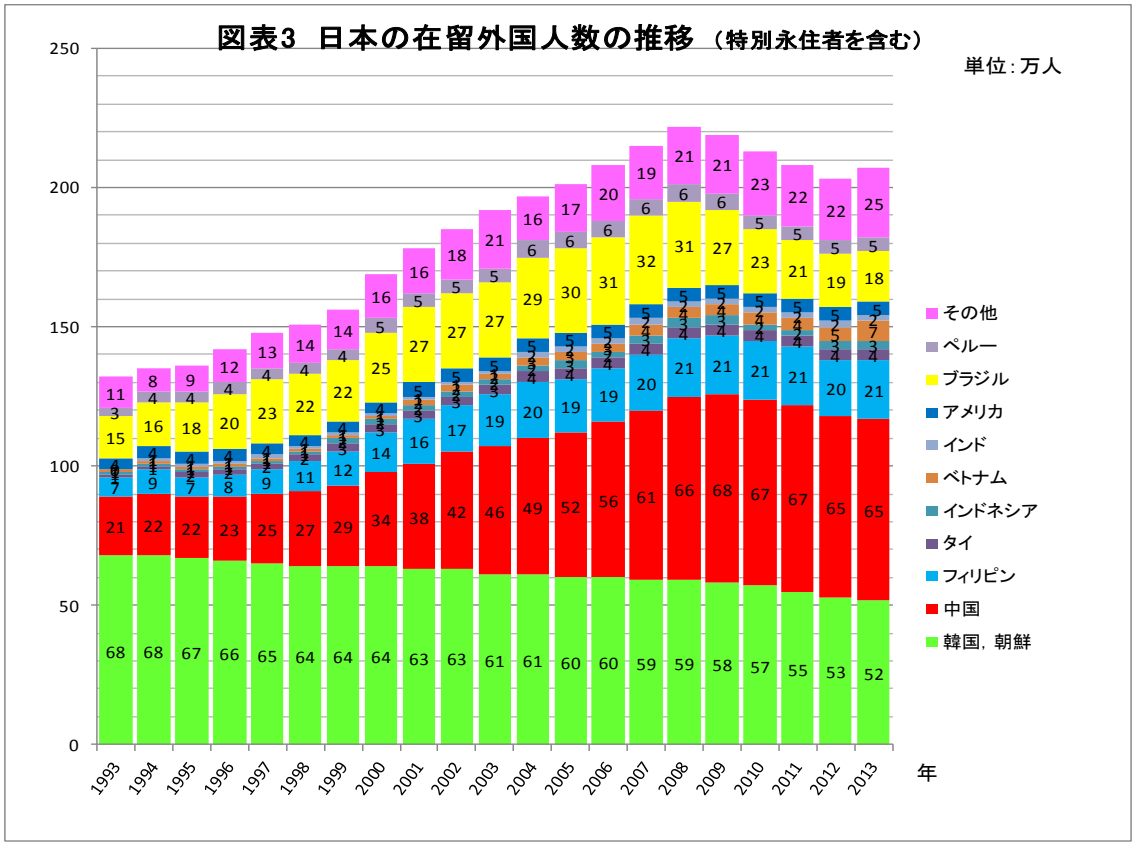

[3] 在留外国人：滞在して特定の活動を行う資格を得ている外国人
[4] 特別永住者：第 2 次世界大戦終戦前から引き続き日本に居住している在日韓国人・朝鮮人・台湾人およびその子孫の在留資格
[5] 政府の外国人統計上では、韓国・朝鮮と分類して表記

図表4　在留外国人数とその主な国籍（特別永住者を含む）　（単位：人）

	1993年末	2013年末	増減数	増減率	2013年末の構成比
総数	1,320,748	2,066,445	745,697	156.5%	100.0%
韓国・朝鮮	682,276	519,737	−162,539	76.2%	25.2%
中国	210,138	648,980	438,842	308.8%	31.4%
フィリピン	73,057	209,137	136,080	286.3%	10.1%
タイ	11,765	41,204	29,439	350.2%	2.0%
インドネシア	5,647	27,210	21,563	481.8%	1.3%
ベトナム	7,609	72,238	64,629	949.4%	3.5%
インド	4,642	22,522	17,880	485.2%	1.1%
米国	42,639	49,979	7,340	117.2%	2.4%
ブラジル	154,650	181,268	26,618	117.2%	8.8%
ペルー	33,169	48,580	15,411	146.5%	2.4%
その他	95,156	245,590	150,434	258.1%	11.9%

特別永住者を含む在留外国人（2013 年：206.6 万人）の都道府県別の居住状況は、第 1 位が東京に 40.7 万人（全体の 19.7%）、次いで大阪府に 20.4 万人（全体の 9.9%）、第 3 位が愛知県の 19.8 万人（全体の 9.6%）となっていて、首都圏（1 都 3 県）に全体の約 40%の人々が暮らしている。

図表5 在留外国人の居住状況

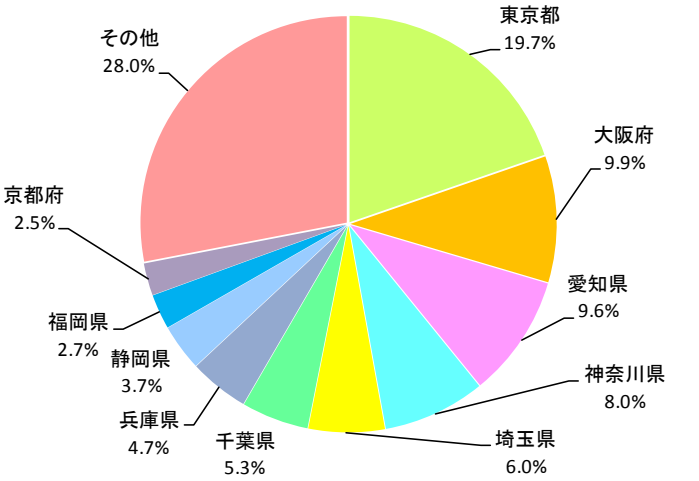

【資格別の居住状況】

資格別の居住状況は、関西圏（大阪、京都、兵庫の 2 府 1 県）には特別永住者の 45%が居住する。愛知県、静岡県には永住者、定住者の居住比率が他県よ

り高く、日系人により地域の工業が支えられていると思われる。研修・技能実習は愛知県に全体の 11.3%の外国人が集まっているが、他の在留資格に比べて地方居住が 3 分の 2 と圧倒的に多く、地方の産業を支える戦力になっている。

高度外国人財にあたる「就労資格」の在留者は、在留外国人の約 10%の約 20 万人しかいない。そのうちの 36%が東京都に居住し、首都圏（1 都 3 県）に約 60%が在留している。留学の比率は、東京が全国の 3 分の 1、首都圏が全国の約 49%を占めている。福岡に在留する比率も 7.4%と高い。

（詳細は 28 ページの別表 1 「2013 年　在留外国人の資格別居住地」を参照）

【国籍別の居住状況】

国籍別の居住状況は、韓国・朝鮮の人々は関西圏（2 府 1 県）に比較的多く、全国の 37.7%が集まっている。中国籍の人々は首都圏（1 都 3 県）に多く全国の 46.3%が集まる。フィリピン、インドネシア、ブラジル、ペルーの人々は愛知、静岡での居住の比率が高く、機械、自動車関連産業の従事者が多いと思われる。また他の国籍に比べて首都圏、中部圏、関西圏以外の地方居住の比率も高い。インドの人々は東京、神奈川での居住比率が高く、巷間言われる IT 産業従事者が多いことを裏打ちしていると言えよう。米国など他の国籍の人々は東京での居住の比率が高い。

（詳細は 29 ページの別表 2 「2013 年　在留外国人の国籍別居住地」を参照）

３－２　在留管理制度の概要

我が国では、出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）で外国人の円滑な受け入れと在留管理制度が定められている。

日本国籍ではない外国人が日本に入国する場合は、有効な旅券で、原則として海外の日本国大使館等で発給を受けた査証（以下ビザ）[6]を所持し、出入国港[7]において入国審査官の上陸審査を受けなければならない。

---

[6] 観光、商用、知人・親族訪問等 90 日以内の滞在で報酬を得る活動をしない場合には、米英独仏韓など 60 数か国に対しては査証免除としている。
[7] 入管法で定められた外国人が出入国できる港と飛行場

日本の在留資格は、大きくは活動資格（その外国人の日本での活動に応じて分類）と居住資格（その外国人の身分や地位に応じて分類）に分けられ、活動資格は就労資格と非就労資格に分かれる。

（各資格の説明と人数は 30～31 ページの別表 3、4、5 を参照。）

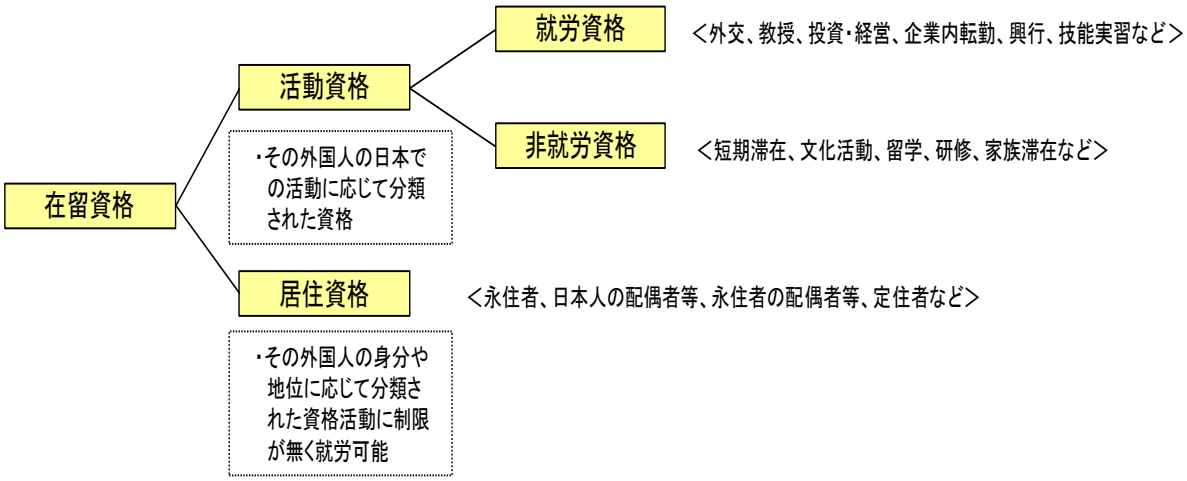

就労資格とは、専門的、技術的分野での就労を目的とする在留資格であり、「日本では高度労働以外の分野で働く外国人の入国は認めていない」方針となっているが、実際には技能実習は外国人を「研修生」として受け入れることで、単純労働力を確保している制度になっている。

非就労資格のうち、留学生は「資格外活動許可」を申請して認可されれば、週 28 時間以内のアルバイトが可能となる。

居住資格とは身分や地位に関する資格であり、在留資格上は活動に制限が無く、就労も可能である。定住者[8]の資格は、1990 年の入管法の改正で創設され、日系 3 世まで就労が可能となった。当時のバブル景気を背景に外国人労働者の受け入れを望む経済界の意向を反映したものといわれており、これによって主にブラジル、ペルー等の日系人の入国が容易になり、来日者数が急増した。

・在留カードによる改善

2012 年 7 月から中長期（3 か月以上）の在留外国人（外交・公用資格者、特別永住者を除く）を対象に、これまでの外国人登録制度が廃止されて、新しい

8　法務大臣が特別な理由（日本人の配偶者との死別や離婚による子の養育など）を考慮して一定期間在留が認められた者

在留管理制度が開始された。

図表6　新しい在留管理制度と在留カード

・ICチップ付き在留カード交付し
　住民基本管理台帳システムに
　インターフェイス
・在留期間の上限延長（3年→5年）
・出国後1年以内に再入国する場合
　再入国許可が不要
・住居地変更は市区町村窓口に届出
・雇用先変更などは地方入国管理官署
　に届出

新制度では、在留外国人に在留カードを交付し、住居地の変更は住居地の市区町村窓口に、雇用先変更等は地方入国管理官署に届け出ることとなっている。これまでの外国人登録制度は、日本人の転入届に相当する居住地変更登録だけで、転出届に相当するものがなかったが、**新しい在留管理制度は住民基本台帳制度のシステムにインターフェイスし日本人の転入転出時と同様の届出を行うため、居住状況が正確に把握できるようになった。**

外国人にとっての利便性も向上している。住民票などの公的証明が交付可能になり、外国人が国保・年金、児童手当などの行政サービスを受けやすくなったことで向上した。

在留カードの導入とその運用により、外国人の在留状況が正確に把握でき、マイナンバー制度の開始時もスムースな移行対応ができると思われる。

・不法残留者の減少

2013 年の不法残留者は 6 万 2009 人であり、過去最多だった 1993 年の 29 万 8646 人の約 5 分の 1 までに大きく減少している。在留資格別では、短期滞在が 4 万 3943 人で全体の 70.9%を占める。いわゆる在留資格者は 1 万 8066 人で、内訳は日本人の配偶者等 4291 人、留学 2847 人、興行 2432 人、定住者 2088 人、その他が 6408 人となっていて、国籍別では韓国が 25.2%を占め、以下中国、フィリピン、台湾、タイと続く。

2013 年に入管法違反で退去強制処分となった外国人は 1 万 1428 人で、前年比 75.3%に減少した。退去強制処分の外国人のうち不法就労をしていた者は

7038 人、違反者の 61.6%にあたる。国籍別では中国が 4044 人で 35.4%を占め、以下フィリピン、韓国、ベトナム、タイの順に続く。

不法残留者、不法就労者とも一貫して減少が続いており、啓蒙、取り締まりにあたる関係官庁・自治体の関係者の皆様の御尽力に感謝したい。

図表 7　強制退去処分になった在留外国人　（法務省 HP から引用）

単位（人）

年 違反事由	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総 数	32,661	24,213	20,659	15,178	11,428
不法入国	5,373	3,867	2,862	1,875	1,128
不法上陸	186	134	164	187	199
資格外活動	810	751	542	617	493
不法残留 （うち出国命令）	25,503 (8,958)	18,578 (5,181)	15,925 (4,501)	11,439 (2,587)	8,713 (2,479)
その他	789	883	1,166	1,060	895
不法就労者	26,545	18,490	13,913	8,979	7,038

３－３　外国人雇用の概況

次に雇用の状況を見ていきたい。雇用対策法により、外国人雇用は届出が義務付けられている。以下のグラフは 2013 年 10 月末現在の厚労省資料である。事業主から届出があった雇用されている外国人は 71 万 7504 人であった。このうち労働者派遣事業で働いている者は 17 万 387 人、全体の 23.7%であった。本統計はあくまで雇用主が届け出た外国人労働者数あり、自営の外国人、特別永住者、外交・公用は統計から除外されていて、在留外国人労働者の全数とは言えないが、在留外国人の就労の傾向は把握できる。

【在留資格別】

居住資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）での労働者は 31 万 8788 人で居住資格者の約 33%が働いており、外国人労働者の統計

全体の 44.4%を占めている。次いで専門的・技術的資格の「高度人材」は 13 万 2571 人、技能実習生は 13 万 6608 人であり、全体の 19.0%を占める。資格外活動のうち留学は 10 万 2534 人であり、留学生の約 55%が働いている。専門的・技術的資格を必要としない仕事に 58 万 4933 人もの外国人が従事している。

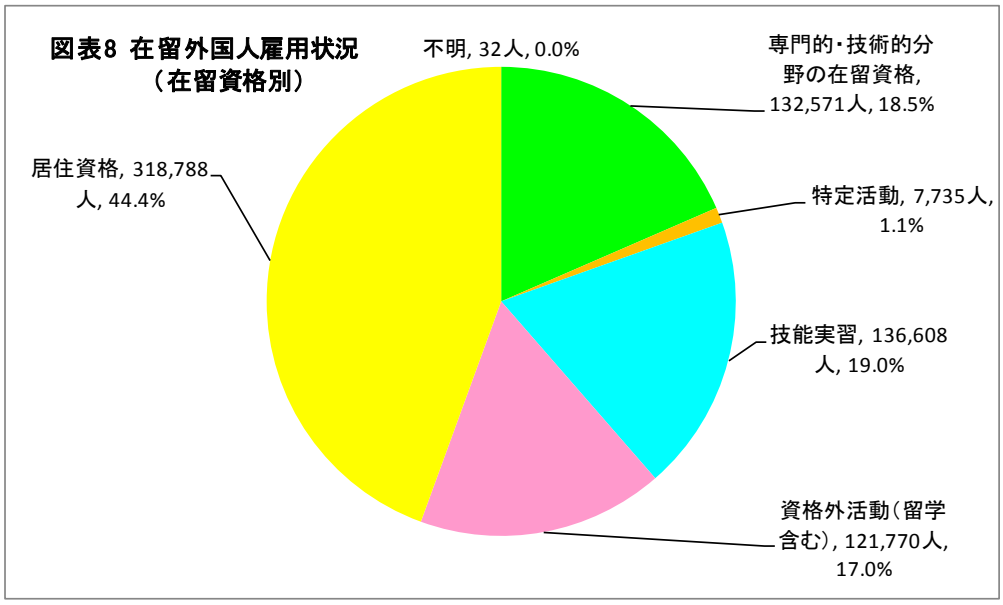

【国籍別】

中国が 42.4%、次いでブラジルが 13.3%、以下フィリピン 11.2%、ベトナム 5.2%などとなっていて、ベトナムが前年より 1 万人以上増加している。

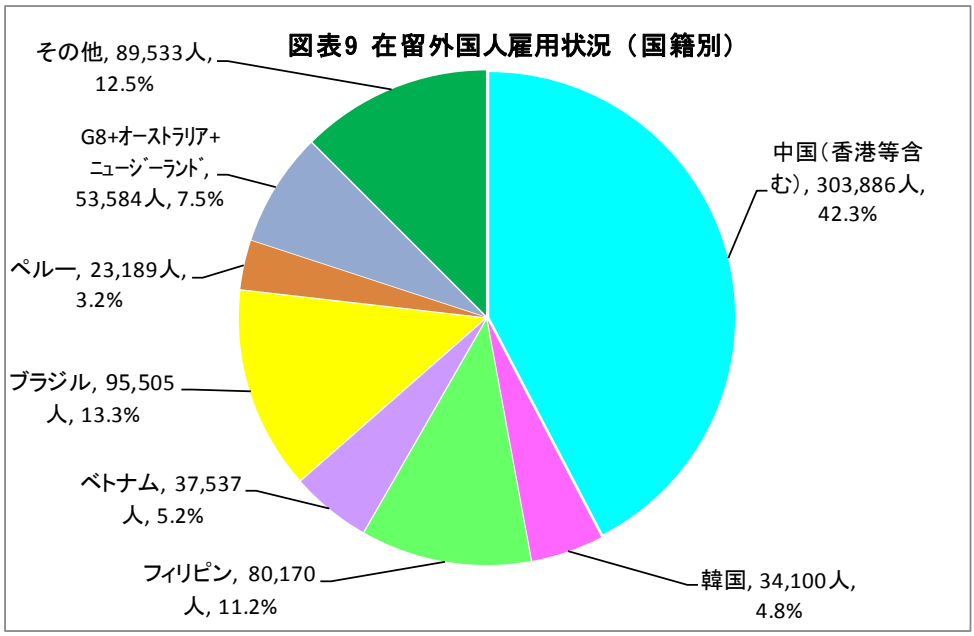

【産業別】

製造業が 36.6%を占め、次いでサービス業 12.6%、宿泊業・飲食サービス業 11.5%、卸売業・小売業 11.1%となっている。

図表10 在留外国人雇用状況（産業別）

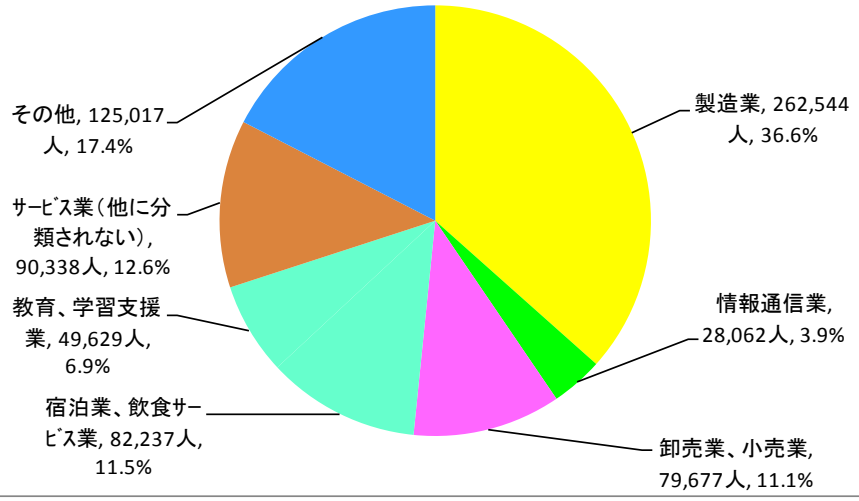

【都道府県別】

東京都で働く者が 19 万 5742 人で 27.3%と最も多く、次いで愛知県が 8 万 0712 人で 11.8%、神奈川県が 4 万 2141 人で 5.9%、大阪府が 3 万 8127 人で 5.3%、静岡県が 3 万 7626 人で 5.2%となっている。

図 11 在留外国人雇用状況（都道府県別）

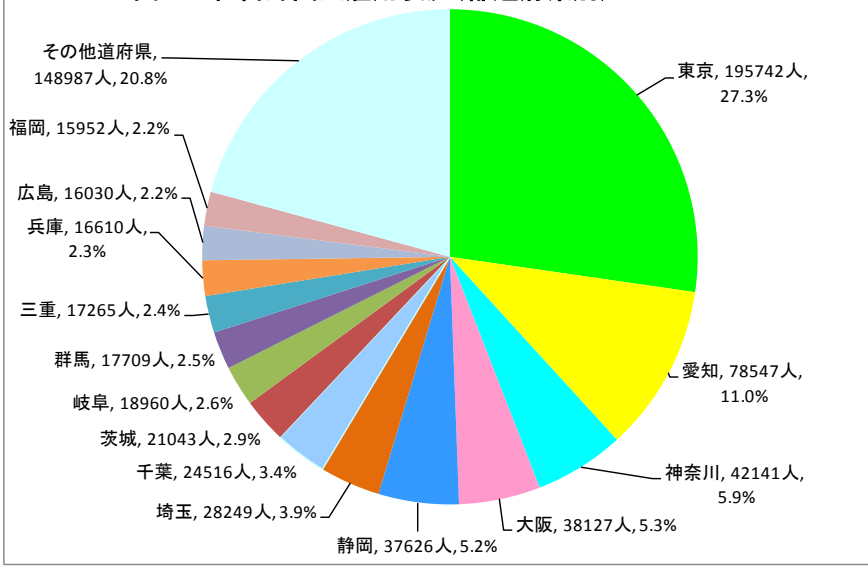

４．　外国人受け入れ拡大に向けた対応策の実施

日本における外国人の受け入れ拡大に向けての課題を考えると、大きく以下の４つが浮かび上がる。

① 受け入れ統括部署の設置と基本政策の策定
② 共生に向けた施策の拡充
③ 技能実習制度の発展的解消と高技能労働者の育成
④ 高度人財の受け入れ拡大

以下で各課題の概要と対応案を提示したい。

４－１　受け入れ統括部署の設置と基本政策の策定

対応策：外国人庁の開設、外国人受け入れ基本政策の策定

下記の図表 12 は、外国人が日本の在留資格を得て、入国審査を受けて入国し、どこかの地方自治体に定住し、何らかの職業について、子女に義務教育を受けさせるという、普通の生活が始まるまでの流れを示した図である。

点線で囲んだ部分が在留外国人の受け入れに関与する中央官庁であり、多くの省庁の政策・方針が関係していることが分かる。

図表 12　外国人受け入れ政策に関与する官庁

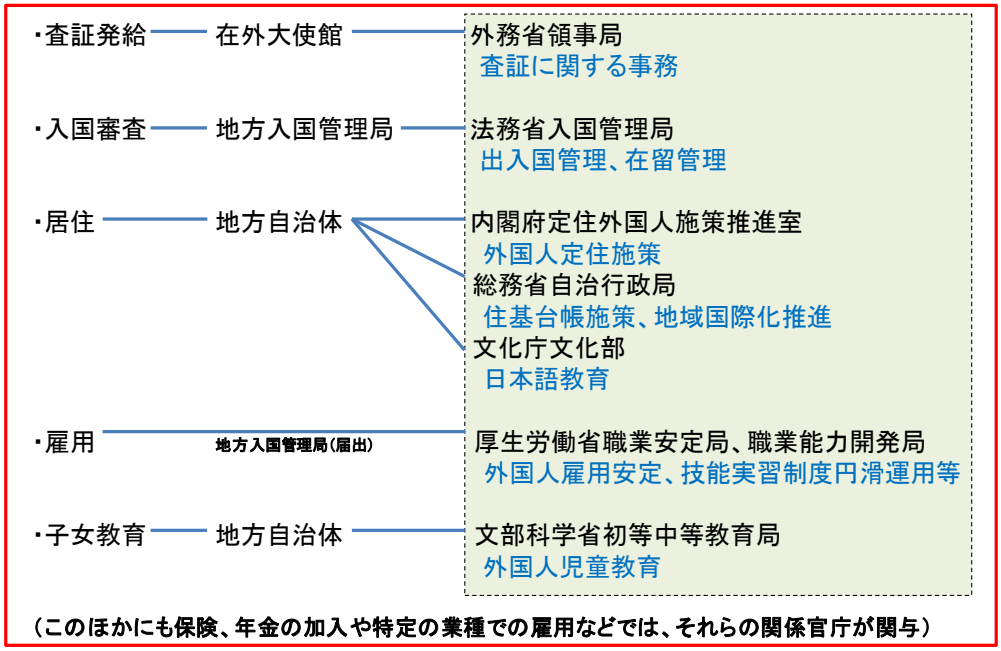

「日本に単純労働の外国人はいない」と政府は言うが、居住資格で働く外国人も多く、58 万人を超える外国人が専門的・技術的資格を必要としない仕事に従事していて、日本経済は外国人の労働力に支えられている。

また例えば、厚労省は EPA 看護師・介護福祉士は「看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受け入れ最大人数を設定している」と述べているが、現場では団塊の世代の大量リタイアを控え日本人看護師、介護福祉士の不足が続いているなど、政策と実践がミスマッチではと思われる事例が他の省庁においても見られる。

縦割り行政による政策の不一致を避けるため、**外国人受け入れ政策の統括部署と受け入れの基本政策が必要である。**外国人受け入れの基本法もなく、60 年前に制定した「出入国管理及び難民認定法」があるだけである。

海外では、ドイツ、スウェーデン、英国、韓国、シンガポールなどの主要国が外国人政策の責任官庁として移民庁を作っている。日本も**内閣府に外国人庁を作り、外国人受け入れの基本法・基本政策を企画、統括する。**関係省庁はその政策に沿って業務を進めるべきである。

４－２　共生に向けた施策の拡充

対応策：日本人、外国人双方への情報発信、日本語教育の拡充

日本に在留する外国人は 200 万人を超え、特別永住者を含む「居住資格」の在留資格者は約 120 万人以上となり外国人の在留長期化が進むと共に、2000 年からは入管法の改正で南米系の日系人が増加して多国籍化も進んできている。その過程においては、外国人の日本語教育、住居、雇用、子女教育、社会保障、情報の多言語化、治安などで様々な問題も発生してきた。

これに対して総務省や内閣府が主体になって、地域における多文化共生推進プラン（2006 年）、「生活者としての外国人」に関する総合的対応策（2006 年）、日系定住外国人施策等の推進（2009 年～）などを進めてきた。

また南米系の日系人が比較的多く居住する 26 都市の行政は、2001 年から外国人集住都市会議を毎年 1 回開催して、外国人住民に関する施策や活動の情報交換を行い、問題解決に役立てている。

2012 年には内閣府が「外国人との共生社会」実現検討会議を開催し、外国人

が我が国社会のルールを守り、日本社会も外国人との共生社会に理解を深めて双方向に歩み寄るとの視点を打ち出し、外国人との共生社会の実現に向けて以下のような施策を推進している。

･日本語教育	：日本語教育事業の推進
･住居	：民間賃貸住宅への入居支援
･雇用	：適正労働条件の確保、職業訓練の実施
･子女教育	：公立学校受け入れ体制整備、不登校･不就学対策
･社会保障	：未加入等の指導監督、社会保障協定の締結促進
･情報の多言語化	：ポータルサイト、災害時緊急情報送信整備
･治安	：来日外国人犯罪取締まり推進、防犯対策

共生社会の実現のためには、日本人、外国人双方への情報発信と日本語教育の拡充が必要である。一部の外国人の犯罪や行為を大きく取り上げる報道も散見され、外国人との共生にネガティブな先入観を払拭するためにも、共生社会実現に向けた**大局的な観点からの外国語並びに日本語での情報発信が必要である。**

受け入れ国の言語の能力向上は、外国で生活しようとする外国人にとって必要不可欠であり、日本に居住する外国人の日本語能力が高まれば、日本人との交流や相互理解の拡大、職域の拡大、子女への日本語教育の拡大が出来、その**外部効果は日本人にもプラスとして波及**する。言語教育はドイツなどの事例を参考にして、自治体や受け入れ機関に個別に任せるのでなく、政府として**日本語教育の拡充**を進めるべきである。

４－３　技能実習制度の発展的解消と高技能労働者の育成

対応策：技能実習制度の発展的解消と「産業労働」資格での外国人雇用枠
：管理団体啓蒙と取締まり強化、不適切送り出し機関の契約解除
：高技能の外国人労働者の選抜育成

外国人技能実習制度は、開発途上国から技能実習生を 3 年間受け入れて、日本の産業、職業上の技能・技術・知識を習得してもらい、開発途上国の経済発展を担う人材を育成することに協力することを目的に 1997 年から実施してい

る制度である。企業法人等全国で約 2 万の実習実施機関が年間約 15 万人を受け入れている。現在は 68 種類 126 作業が対象で、来年には介護、林業、自動車整備、総菜製造、店舗運営管理が追加され、実習期間も 5 年間に延長される。

技能実習制度は、長期的な人手不足に困っていた中小企業を中心に外国人を「研修生」として受け入れることにより労働力を担保する方策を送り出し国の経済発展、技術支援にも資する形を官民で模索する中で、現在の姿になった。

実習生の職種は繊維・衣服（20.1%）機械・金属（19.7%）農業（14%）の順に構成され、実習生の 3 分の 2 は 3 大都市圏以外の地方で産業を支えている。

図表13 外国人研修生 職種別受入れ上位 都道府県
（技能実習2号資格への移行申請者数での比較）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
繊維・衣服	岐阜	愛知	岡山	福井	愛媛
機械・金属	愛知	三重	静岡	大阪	兵庫
農業	茨城	千葉	熊本	愛知	北海道
食品製造	北海道	千葉	静岡	愛知	茨城
建設	埼玉	愛知	千葉	神奈川	東京
漁業	広島	宮崎	石川	高知	兵庫

（国際協力研修機構資料から作成）

国籍別では、中国が 68.8%と圧倒的に多く、ベトナムも 14.7%と近年は人数が急増している。以下、インドネシア、フィリピン、タイと続き、この 5 か国で 98.5%を占める。技能実習生の報酬は「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上」と規定されている。一方で技能実習生の平均賃金（約 12 万円）は最低賃金、中卒の賃金に近い。

図表14 技能実習制度の問題点

（引用：法務省 第6次出入国管理政策懇談会 資料）

問題点	概要
技能実習という制度の趣旨と、低賃金労働力を確保している現場の実態に乖離がある	・母国で習得できない技能を教えるという制度趣旨がほとんど形骸化 ・終了時の技能検定が義務でなく、検定内容も産業実態からは陳腐化 ・帰国しても技能実習生の3割は別の仕事に従事
技能実習生の人権侵害、労働法令違反（ハラスメント、長時間労働、残業代未払い、強制貯蓄）などが発生	・2012年に全国の労基署が2776の実習実施機関を監督指導して労働法令違反を指摘 ・15万人の技能実習生の中で、約1600人が失踪している ・監理団体、実習実施機関、技能実習生への教育、啓蒙が十分でない
管理監督体制が弱い	・監督機関のJITCO（財団法人国際研修協力機構）は年間1万件の巡回指導を行い、9千件の改善指導を行っているが法的強制力を持たないため、実効性に乏しい ・不法、不適切な監理団体、実習実施機関への罰則が十分に整備されていない
外国側の送出し機関が一部不適切である	・送出し機関が保証金等不当な金銭を徴収する事例がある ・過去に不正を行ったと思われる送出し機関からの受入れ継続の事例がある

技能実習制度は、図表 14 のような問題点が指摘されていて、国会、総務省勧告、国内有識者などのほか、米国国務省人身取引報告書、ILO 強制労働条約の委員会からも是正勧告を受けている。

対応策としては、韓国の事例も参考にしながら技能実習制度を実態に合わせて発展的に解消し、**「産業労働」資格（5 年間）**を作り、外国人庁（または委託を受けた団体）が、**労働市場テスト実施と職種・人数枠の管理・調整**を行い、職種別の労働市場の状況を見ながら検討し、外国人労働者をどの職種に何人許可するかを政労使参加の諮問委員会などに諮って決めることが考えられる。

管理団体および実習実施機関には、労働法規の講習会などで啓蒙を広めた上で、不正機関は取締まり、罰則を強化する。不適切な外国側送り出し機関の契約は解除を行うことも必要である。

職種が広がってきている中で高い技能を要する業務も増えつつあるため、**高技能を持ち人物も優秀な外国人労働者を選抜育成**し、管理団体が推薦する希望者には 5 年を超えた後も再度ビザを発給し、**熟練人材に育てていくこと**を検討すべきである。

４－４　高度人財の受け入れ拡大

対応策：ポイント制ベンチマーク、特定国と一部職種の専門資格の相互承認
：優秀な留学生へのアプローチ強化、留学生増大策

先進諸国に遅れたものの、日本も 2012 年 5 月から高度人財受け入れ拡大のためにポイント制を開始している。高度人財の活動内容を「高度学術研究活動」「高度専門・技術活動」「高度経営・監理活動」の 3 つに分類し、それぞれの活動の特性に応じて、学歴、職務実績、年収などでポイントを設けて、そのポイントが一定点数（70 点）以上なら出入国管理上の優遇措置（複合的な在留活動の許容、在留期間 5 年の付与、在留歴に関わる永住許可要件の緩和、入国・在留手続の優先処理、配偶者の就労、一定条件下での親や家事使用人の帯同など）を与えるものである。

開始 1 年後に制度の見直しを行ったが、開始してからの 11 か月間で適用を受けた人数は 434 人と報告されており、年間 2000 人の目標には程遠い。高度人財

の受け入れ拡大に向けて、ポイント制度については引き続き**先進諸国の制度をベンチマーク**して見劣りしない内容に適宜改訂していくべきである。

人口減少が加速する日本でも、EU やドイツの例を参考に、人命に直接関与しない**一部職種の専門資格については特定国と相互承認し、高度人財が日本で働きやすい仕組みを考えるべきである。**海外での実務経験がある旅客機パイロット、看護師、介護福祉士などを、全くゼロベースで教育し直して試験を実施している。日本と外国との関係法規・制度の差異講習と技術確認試験だけを実施し、安全性が確認できたら速やかに資格を付与して働いてもらう方が、外国人本人にも日本社会にもウエルカムのはずである。

・高度人財の卵

高度人財の卵である留学生については、政府は 2008 年に「留学生 30 万人計画」を策定し、2020 年を目途に留学生 30 万人を受け入れようと取り組んでいる。留学生 30 万人計画では、海外での日本留学の情報発信、国際化拠点大学 30 校選定、国費留学生制度や奨学金の改善、日本での就職や起業支援など幅広いメニューを推進中である。

2013 年に日本に在留する高等学校以上の留学生は 13 万 5519 人であるが、そのうち大学院・大学生は 10 万 7004 人となっている。2011 年の OECD 主要国と中国の留学生は約 330 万人であり、約 4%の日本のシェアは日本語での授業がほとんどである日本の大学の状況や日本での在留外国人比率から見ると、意外と健闘しているのではなかろうか。

（独）日本学生支援機構の「平成 23 年度私費外国人留学生生活実態調査」（回答：外国人留学生 6193 人）では、就職活動時の要望では「留学生を対象とした就職に関する情報の充実」が 70.8%、「企業による留学生対象の就職説明会の開催拡大」が 42.2%となっている。日本に興味を持って来ている優秀な留学生が、卒業後も日本に残って研究や仕事に就けるよう、**就職や起業支援での留学生へのアプローチ強化**が必要である。

更には**英語だけの大学・大学院教育プログラムの拡大**、米国のフルブライト留学制度のような卒業生の組織化、インターネットを含む留学希望者層への情報提供・相談の強化などの**留学生増大策**を行って頂きたい。

・高度外国人財の必要性

単純労働の移民の大量移入は賃金弾力性にマイナスに作用し、短期的には単純労働の賃金レートを押し下げるが、高度人財による高スキル労働はどうなのであろうか。米国における Kerr と Lincoln の研究によれば、H1-B ビザ保有の高度人財移民とイノベーション創造の増加には正の相関関係があり、H1-B ビザ保有者の増加と米国生まれの研究者の研究参加率と賃金への影響にはほとんど相関関係が無い。

求められる高度外国人財像はイノベーションを巻き起こせる人財だといわれる。イノベーション人財とはどのような人財であろうか。

C.Christensen は「イノベーションの DNA」の中で「メディチ現象」＜メディチ家が、彫刻家から科学者、詩人、哲学者、画家、建築家まで、幅広い分野の人材をフィレンツェに呼び集めた事でルネサンスが開花＞を引き合いに出し、**イノベーション人財とは一見無関係に見える物事を結びつけて独創的なアイデアを生み出すのに長けている人**であり、イノベーションに必要な創造的能力の25～40％は遺伝、残りは学習を通じて取得できるので、日本や中国、韓国など個人より社会や組織を重視する国で育った人が、柔軟な発想でイノベーションを生み出すことが少ない理由を部分的に説明できるとした。

子供のころ、遠方から頭の良い転校生がクラスに転入してきて急に授業が活気づいたり、その子と親しくなって今まで全く知らなかった分野の知識を得たり、その子に負けずに頑張ったら苦手科目を克服できたなどという経験はお持ちでないであろうか。

日本企業も同様に、日本人中心の組織の中に、表現力や向上心が強く発想が柔軟である優秀な外国人財を雇い活用してことで、会社組織を活性化させると共に、異なる価値観や思考を競わせるなかで成果を導き出し、イノベーションを創造していくことが求められている。

G.Borjas は、高度人財の移民は周囲の人々に新しい形式の知識を発表し、周囲の人々の人的資産を増加させ、より生産的にする。また高い技能を持つ高度人財移民は、自分の技能をより高く評価する国を移住先に選択し、低スキルの移民はスキルの不足を効果的に「補助」してくれる国を選ぶ。移住先の国で人的資産に投資することが自分への利益を生むのであれば、自分に投資する移民

が増加すると考えた。

国際移民の高学歴化を背景に高度外国人財の獲得競争が起きている。日本も人口減少が進む中でもイノベーション創造を増やし経済成長につなげていくために高度外国人財の積極的な受け入れ策を推進していくべきである。

５．　まとめ

人口動態の予測は、極めて正確な未来予測だといわれる。人口減少は既に始まっていて、今後は世界のどの国も経験したことが無い速さで人口減少と高齢化が本格化していく。人口の減少を上回るスピードで、生産年齢人口が減少していくのである。対策を打たなければ、日本経済に大きなマイナスの影響が出てしまうことは明白である。女性と高齢者の活用をしても不足する労働力は外国人労働者の拡大を行っていくべきである。

高スキルの外国人労働者は、スキルをより高く評価する国を選択する（G.Borjas）。世界の主要国間では高度人財獲得の国際競争が起こっている。イノベーションを巻き起こせる高度外国人財はどの国においても引く手あまたなのである。人口が減少していく日本においては自明のことであろう。

何もしなくても外国人が日本に働きに来てくれる時代はとっくに過ぎ去った。日本に働きに来ている外国人のほとんどは、日本文化に興味を持ち、日本で真面目に住んでみたいという人々である。日本で真面目に働いてみたい、住んでみたいという外国人が手を挙げてくれる内が花である。

これまで見てきたように日本における外国人受け入れには課題があり、その対応策が必要である。日本に来て是非働きたいという高技能や高度人財の外国人労働者が増加する対応策を作り、それを国全体でしっかりと推進していくべきである。

@@@ コラム：番外編 事業所訪問 その1 @@@

・外国人技能実習生 雇用農業法人：香川県 善通寺市近藤農園

（代表 近藤隆様）

・生産体制：ファーマーズ協同組合の理事として外国人技能実習生の監理団体の理事に就任、自らも実習実施機関として株式会社 近藤農園として、㈱近藤農園、㈲やさい畑、㈱まっ赤なトマト工房の 3 つの事業を実施している。

（ファーマーズ協同組合は、露地野菜、施設園芸、畜産など50戸の農家が参加）

・生産状況：青ネギ（年間数回収穫）、レタス、小松菜、キャベツ、アスパラ、トマト、稲作など 60 数 ha を耕作

・技能実習生：タイ 1 名、カンボジア 6 名、ラオス 7 名、ネパール 2 名の 16 名（3社）

【近藤様インタビュー】

・外国人採用のきっかけは、平成 4 年に重い交通事故に遭ってから、国際貢献の視点で外国人の後継者育成を考えた。当初は中国人の優秀な大学卒等が集まった。しかし今は質の低下などで、上記の国から実習生は労働者として金を稼ぎたいので、ビザが延長できる韓国や条件の良い日本の他の業種に良い候補生は流れている。労働ビザが更新でき、日本より働く時間が多く稼げる韓国の人気は高い。

（日本は農水省が、日本人農家は労基法適用除外だが実習生だけ週 40 時間の労基法適用を通達済）。

・採用に困らないようにと、カンボジアに 4.5ha の農場、寄宿舎を作った。現在 50 人のカンボジアの若者が働いている。日本人数名が半日は日本語を教え、半日は農作業を教える。半年間来日前教育の一環として教育できるので、良い子がいて本人が希望すれば日本に来てもらう。

・言葉の問題は苦労している。実習生は英語を話せないので、各国語の通訳（やはり在留外国人）を別に雇っている。

（実際ラオス人の実習生に聞いても、バーベキューパーティを開催してくれたり、京都や東京に旅行させてくれたり、コミュニケーションと親睦は大切になさっていました。）

・技能実習制度は元々無理がある。温帯の日本で熱帯の東南アジアで育つ作物は、野菜も果実も、栽培技術を教えることは出来ない。稲作は技術移転できるが、1 年間の滞在しか認められていないので、1 年だけでは技術を教えられない。農産物加工は

対象外だし、今やタイなどの方が農産物加工の最新鋭施設があり、日本の方が遅れているところもある。金が稼げず、規則や言葉をおぼえることや管理だけ厳しくしては、日本に来たい外国人が本当にいなくなると危惧している。

@@@ コラム：番外編 事業所訪問 その2 @@@

・外国人 EPA 介護福祉士 雇用介護老人福祉施設 たちばなの里 小田原市

（理事、施設長 斉藤洋子様、介護支援専門員 奥深山（おくみやま）政道様）

・施設概要：入居者 130 名、ショート 20 名、デイサービスディスティ 25 名

・介護福祉士：日本人 56 名、**フィリピン人 9 名（EPA 介護福祉士）**

【奥深山様インタビュー】

・法人の方針として将来の介護人材の不足を見越して外国人介護福祉士を雇った。介護人材不足で、今は 60 歳以上の介護士も十名近くいるが、身体的な介護の面では体の負担も大きい。フィリピンからということで最初は日本人職員や入居者の理解が得られるか心配だったが、皆真面目で献身的、笑顔を絶やさずに働いていて、仕事での評価は悪くない。今年またフィリピンから 5 名を採用していて、現在来日していて半年間の日本語の集合研修中。

・ほぼ全員がフィリピンの看護大学卒業生であり、実際の介護経験や看護師経験が

ある者もおり、レベルは高いと感じる。フィリピンでは海外に看護や介護に出稼ぎに行く目的で、看護大学に入る者が多いし、国民性から献身的に介護をする者が多いと聞く。

・介護士の試験対策に追われている。日本語での読み書きのため、実務では知っていても文章での表現技術と試験対策に余計時間がかかる。介護士試験に合格してもらうために、頑張って勉強してもらわざるを得ない一方で、勉強時間は日本人介護士に肩代わりの負担がいってしまう。

（フィリピンでは小学 1 年生から英語の授業があり、フィリピンからの介護士に聞いたところ、英語での試験は全く問題ないとのこと、漢字の読みと複雑な構文の日本語はとても難しいとのことでした。）

・行政からは 1 人年間約 23 万円の語学学習補助金が出る。地域の人々はフィリピン人介護士にゆかたの着方を教えたりしてくれて、行政の補助や地域との交流や理解もあり助かっている。

以上

別表1 2013年 在留外国人の資格別居住地

	総数		特別永住者		永住者		定住者		配偶者等		留学		研修・技能実習		就労資格		家族滞在		特定活動等	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
埼玉	123,294	6.0%	9,402	2.5%	48,289	7.4%	11,016	6.9%	13,398	7.6%	10,686	5.5%	5,729	3.7%	13,743	6.7%	9,499	7.8%	1,532	6.1%
千葉	108,848	5.3%	8,312	2.2%	40,123	6.1%	8,999	5.6%	12,836	7.3%	9,680	5.0%	6,431	4.1%	13,043	6.4%	8,272	6.8%	1,152	4.6%
東京	407,067	19.7%	46,625	12.5%	115,785	17.7%	19,565	12.2%	33,118	18.8%	64,009	33.2%	2,332	1.5%	73,917	36.1%	42,578	34.9%	9,138	36.5%
神奈川	165,573	8.0%	19,465	5.2%	67,362	10.3%	12,179	7.6%	16,854	9.6%	10,908	5.6%	2,875	1.8%	21,733	10.6%	12,743	10.4%	1,454	5.8%
静岡	75,467	3.7%	3,887	1.0%	35,312	5.4%	13,794	8.6%	7,858	4.5%	2,526	1.3%	6,319	4.0%	3,618	1.8%	1,841	1.5%	312	1.2%
愛知	197,808	9.6%	30,599	8.2%	76,609	11.7%	24,665	15.4%	16,680	9.5%	8,529	4.4%	17,650	11.3%	12,856	6.3%	8,648	7.1%	1,572	6.3%
京都	52,266	2.5%	25,972	7.0%	7,495	1.1%	1,033	0.6%	2,340	1.3%	8,390	4.3%	1,435	0.9%	3,257	1.6%	1,788	1.5%	556	2.2%
大阪	203,921	9.9%	97,385	26.1%	42,378	6.5%	9,186	5.7%	11,660	6.6%	15,369	8.0%	5,297	3.4%	13,571	6.6%	6,922	5.7%	2,153	8.6%
兵庫	96,541	4.7%	43,999	11.8%	22,019	3.4%	4,441	2.8%	5,193	3.0%	5,928	3.1%	4,733	3.0%	5,868	2.9%	3,830	3.1%	530	2.1%
福岡	56,437	2.7%	13,805	3.7%	10,876	1.7%	1,257	0.8%	3,160	1.8%	14,232	7.4%	3,309	2.1%	4,995	2.4%	4,255	3.5%	548	2.2%
その他	579,223	28.0%	73,770	19.8%	189,067	28.9%	54,256	33.8%	52,708	30.0%	42,816	22.2%	100,597	64.2%	38,125	18.6%	21,779	17.8%	6,105	24.4%
全国計	2,066,445	100%	373,221	100%	655,315	100%	160,391	100%	175,805	100%	193,073	100%	156,707	100%	204,726	100%	122,155	100%	25,052	100%
比 率	100%		18.1%		31.7%		7.8%		8.5%		9.3%		7.6%		9.9%		5.9%		1.2%	

別表2 2013年 在留外国人の国籍別居住地

	総数		韓国・朝鮮		中国		フィリピン		タイ		インドネシア		ベトナム		インド		米国		ブラジル		ペルー		その他	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
埼玉	123,294	6.0%	17,601	3.4%	49,252	7.6%	16,552	7.9%	2,646	6.4%	1,214	4.5%	6,058	8.4%	990	4.4%	1,796	3.6%	7,880	4.3%	3,760	7.7%	15,545	6.3%
千葉	108,848	5.3%	16,443	3.2%	41,261	6.4%	15,799	7.6%	4,967	12.1%	1,310	4.8%	3,480	4.8%	1,246	5.5%	2,028	4.1%	3,689	2.0%	2,839	5.8%	15,786	6.4%
東京	407,067	19.7%	98,966	19.0%	155,948	24.0%	28,531	13.6%	7,132	17.3%	2,722	10.0%	9,675	13.4%	8,644	38.4%	16,505	33.0%	3,162	1.7%	1,923	4.0%	73,859	30.1%
神奈川	165,573	8.0%	30,859	5.9%	53,664	8.3%	18,260	8.7%	3,707	9.0%	1,672	6.1%	7,232	10.0%	3,596	16.0%	4,909	9.8%	8,742	4.8%	6,700	13.8%	26,232	10.7%
静岡	75,467	3.7%	5,799	1.1%	12,026	1.9%	12,792	6.1%	1,100	2.7%	1,842	6.8%	2,637	3.7%	486	2.2%	866	1.7%	27,622	15.2%	4,900	10.1%	5,397	2.2%
愛知	197,808	9.6%	36,569	7.0%	46,680	7.2%	27,519	13.2%	2,057	5.0%	2,790	10.3%	6,621	9.2%	896	4.0%	2,522	5.0%	48,730	26.9%	7,279	15.0%	16,145	6.6%
京都	52,266	2.5%	29,317	5.6%	12,139	1.9%	1,884	0.9%	504	1.2%	402	1.5%	727	1.0%	285	1.3%	1,251	2.5%	369	0.2%	128	0.3%	5,260	2.1%
大阪	203,921	9.9%	118,396	22.8%	50,294	7.7%	6,217	3.0%	1,888	4.6%	1,473	5.4%	5,129	7.1%	934	4.1%	2,598	5.2%	2,640	1.5%	1,155	2.4%	13,197	5.4%
兵庫	96,541	4.7%	48,157	9.3%	23,709	3.7%	3,529	1.7%	735	1.8%	758	2.8%	5,204	7.2%	1,492	6.6%	2,269	4.5%	2,502	1.4%	856	1.8%	7,330	3.0%
福岡	56,437	2.7%	17,811	3.4%	20,775	3.2%	3,922	1.9%	420	1.0%	684	2.5%	3,145	4.4%	237	1.1%	1,373	2.7%	302	0.2%	229	0.5%	7,539	3.1%
その他	579,223	28.0%	99,819	19.2%	183,232	28.2%	74,132	35.4%	16,048	38.9%	12,343	45.4%	22,330	30.9%	3,716	16.5%	13,862	27.7%	75,630	41.7%	18,811	38.7%	59,300	24.1%
全国計	2,066,445	100.0%	519,737	100.0%	648,980	100.0%	209,137	100.0%	41,204	100.0%	27,210	100.0%	72,238	100.0%	22,522	100.0%	49,979	100.0%	181,268	100.0%	48,580	100.0%	245,590	100.0%
比 率	100%		25.2%		31.4%		10.1%		2.0%		1.3%		3.5%		1.1%		2.4%		8.8%		2.4%		11.9%	

別表 3　【活動資格（うち就労資格）】

（資格者数は 2012 年の在留者数：法務省資料）

在留資格	該当例	資格者（人）
外交	大使、公使等とその家族	8,137
公用	大使館員とその家族	8,468
教授	大学教授等	7,849
芸術	作曲家、画家、著述家等	440
宗教	宣教師等	4,051
報道	外国報道機関記者等	223
投資･経営	外資系企業経営者	12,609
法律･会計業務	弁護士、公認会計士	159
医療	医師、看護師	412
研究	政府機関、企業の研究者	1,980
教育	中学高校の語学教師等	10,121
技術	機械工学等の技術者	42,287
人文知識･国際業務	通訳、ﾃﾞｻﾞｲﾅｰ、企業の語学教師等	69,728
企業内転勤	外国事業所からの転勤者	14,909
興行	俳優、歌手、ﾀﾞﾝｻｰ、ﾌﾟﾛｽﾎﾟｰﾂ選手	3,030
技能	外国料理調理師、航空機乗員、貴金属加工職人等	33,865
技能実習	技能実習1号2号イロ	151,482
特定活動	ﾎﾟｲﾝﾄ制高度人材、EPA看護師、ﾜｰｷﾝｸﾞﾎﾘﾃﾞｰ、ｱﾏﾁｭｱ運動選手	20,784

別表 4　【活動資格（うち非就労資格）】

（資格者数は 2012 年の在留者数：法務省資料）

在留資格	該当例	資格者（人）
文化活動	日本文化の研究者等	2,369
研修	研修生	1,909
留学	大学、短大、高校の学生	180,929
家族滞在	在留外国人扶養の配偶者、子	120,707

別表 5　【居住資格】

（資格者数は 2012 年の在留者数：法務省資料）

在留資格	該当例	資格者（人）
永住者	法務大臣が永住を認めた者	624,501
日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子	162,332
永住者の配偶者等	永住者、特別永住者の配偶者、本邦で出生し在留している子	22,946
定住者	第3国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	165,001
特別永住者	戦前から日本に居住する在日韓国・朝鮮・台湾人とその子孫	381,364